

新潟市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第14号

新潟市医療法施行細則の一部を改正する規則

新潟市医療法施行細則（平成12年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 省令第27条の3に規定する届出書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。